

鳥取環境大学及び鳥取県立高等学校の教育職員の
相互派遣に関する協定書

- 1 鳥取環境大学は、鳥取県の県立高等学校の講義を担当する教員若干名を派遣する。
- 2 鳥取県教育委員会は、鳥取環境大学の基礎科目を担当する教諭若干名を派遣する。
- 3 前2項により派遣される教員及び教諭には、それぞれの派遣先において謝金等を支給する。
- 4 前3項のほか、派遣人数、講義、謝金等の細目については、鳥取環境大学及び鳥取県教育委員会が別途協議する。
- 5 この協定の有効期間は、平成13年4月9日から平成14年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の末日2か月前までに、鳥取環境大学及び鳥取県教育委員会のいずれからも別段の申し出がないときは、この協定は1年間延長されるものとし、以後これに準ずるものとする。
- 6 この協定に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、鳥取環境大学、鳥取県教育委員会が協議のうえ、定めるものとする。

平成13年4月9日

鳥取市東町1丁目271番地
鳥取県教育委員会
教育長

有田博充



鳥取市若葉台北1丁目1番1号
鳥取環境大学
学長

加藤尚武

